

大館市予定価格の事後公表のモデル的試行に係る実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大館市が発注する建設工事について、予定価格の入札執行前の公表を行わず、入札執行後に予定価格を公表するモデル的な試行（以下「モデル的試行」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 モデル的試行の対象となる建設工事（以下「試行対象工事」という。）は、産業部又は建設部が発注する建設工事の中から市長が選定する。

(発注等)

第3条 契約担当者は、試行対象工事を発注しようとするときは、大館市発注に係る業者の選定基準等に関する要綱（平成19年4月1日）第8条に規定する指名審査会の審議を経なければならない。

2 契約担当者は、試行対象工事を発注するときは、あらかじめ、当該試行対象工事について、この要綱の適用を受ける旨を入札公告等において告知しなければならない。

(適用除外)

第4条 試行対象工事については、大館市が発注する建設工事に係る予定価格の事前公表に関する要綱（平成14年6月6日）の規定は、適用しない。

2 試行対象工事に係る入札において再度の入札を行う場合については、大館市建設工事低入札価格調査制度実施要綱（平成20年4月1日）第4条の規定は、適用しない。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行し、同月5日以後に入札公告等を行う建設工事から適用する。